

修正案第 2 号

平成 19 年 9 月 13 日

企画総務委員会委員長 西 口 広 信 殿

企画総務委員会委員 中 浦 新 悟

議員提出議案第 7 号生駒市政治倫理条例の制定についてに対する  
修正案

このことについて、生駒市議会会議規則第 99 条の規定により、別紙のとおり  
案文を添え修正案を提出いたします。

議員提出議案第7号生駒市政治倫理条例の制定についてに対する  
修正案

議員提出議案第7号生駒市政治倫理条例の制定についての一部を次のとおり修正する。

第4条に次の1号を加える。

- (8) その地位を利用して、市職員に対する物品等の販売又は市職員との各種契約の締結を行わないこと。

第5条第1項及び第2項を次のように改める。

市長等及び議員は、当該職に就いたときは、その任期開始の日において有する資産等を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日以内に、市長等にあつては市長に、議員にあつては議長に提出しなければならない。

- 2 市長等及び議員は、当該職に就いた場合において、その任期が連続することとなるときは、その任期開始の日の属する年の前年の12月31日において有する資産等、当該前年の1年間の収入、贈与等及び税等の納付状況を記載した資産等報告書をその任期開始の日の属する年の5月1日から同月31日までに、市長等にあつては市長に、議員にあつては議長に提出しなければならない。

第5条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「資産報告書」を「資産等報告書」に改め、同項を同条第8項とし、同条第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、同条第3項中「資産等報告書」を「前3項の資産等報告書（以下「資産等報告書」という。）」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 市長等及び議員は、毎年、12月31日において有する資産等、その年の1年間の収入、贈与等及び税等の納付状況を記載した資産等報告書を、翌年の5月1日から同月31日までに、市長等にあつては市長に、議員にあつては議長に提出しなければならない。

第6条各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」の次に「(前条第1項の資産等

報告書にあっては、第 1 号に掲げる事項)」を加え、同条第 1 号中オを削り、カをオとし、キをカとし、クをキとし、ケをクとし、コをケとする。

第 7 条第 3 項中「第 5 条第 4 項及び第 6 項から第 8 項まで」を「第 5 条第 5 項及び第 7 項から第 9 項まで」に改める。

第 1 5 条第 1 項中「2 親等以内」を「1 親等」に改める。

附則第 4 項の見出しを削り、同項中「第 1 5 条」を「第 5 条第 1 項及び第 2 項並びに第 1 5 条」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

- 5 この条例の施行の日において市長等及び議員である者に対する第 5 条第 3 項の規定の適用については、同項中「毎年、1 2 月 3 1 日」とあるのは「平成 1 9 年 1 2 月 3 1 日」と、「その年の 1 年間」とあるのは「平成 1 9 年中」と、「翌年の 5 月 1 日」とあるのは「平成 2 0 年 5 月 1 日」とする。